

<管理基準表>

六日町浄化センター除草業務の管理基準は次の表によるものとし、実施範囲及び位置は別紙配置図による。

ア 水処理施設側（押堀川左岸）

業務場所	種別	種類	単位	数量	回数	実施月	備考
管理機械棟正面側 ・命名碑、中央分離緑地帯	機械除草	機械除草Ⅰ 総合	m ²	55	2回	6,9月	①
管理機械棟周囲			m ²	300	2回	6,9月	②
北側外周緑地帯			m ²	3,132	2回	6,9月	③門扉前の緑地帯及びフェンス外側も含む
西側外周緑地帯			m ²	3,416	2回	6,9月	④扉前の緑地帯及びフェンス外側、法面部も含む
北側フェンス外周部			m ²	131	2回	6,9月	⑤
水処理施設北東側増設用地部			m ²	8,125	2回	6,9月	⑥
押堀川沿い緑地帯			m ²	7,475	2回	6,9月	⑦

イ 汚泥処理施設側（押堀川右岸）

業務場所	種別	種類	単位	数量	回数	実施月	備考
南東側外周緑地帯	機械除草	機械除草Ⅰ 総合	m ²	2,900	2回	6,9月	⑧フェンス下を含む
重力・機械濃縮棟周囲			m ²	450	2回	6,9月	⑨

※ 1 機械除草Ⅰ総合：機械除草Ⅰ＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

※ 2 機械除草Ⅱ総合：機械除草Ⅱ＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

※ 3 機械除草Ⅰ：肩掛式(カッタ径 255 mm)での除草作業

※ 4 機械除草Ⅱ：肩掛式(カッタ径 255 mm)＋ハンドガイド式(刈幅 95 mm)での除草作業

※ 5 公園除草：人力除草＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

注) 備考欄の○数字は配置図の場所を示す